

(公告文)

公 告

福岡県小郡市、朝倉市、朝倉郡筑前町及び三井郡大刀洗町の区域の一部を受益地域（別紙のとおり）とする農業用用排水施設整備事業を県営両筑第9地区土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条の3第4項において準用する同法第5条第3項の規定に基づく協議をしたいので、同法第85条の3第4項において準用する同法第85条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供します。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同条第7項の規定により意見書を提出してください。

なお、縦覧に供する書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法等については、下記のとおりです。

令和8年1月26日

申請人

福岡県朝倉市小田1144番地4
両筑土地改良区 理事長 松岡 吉寛

記

1 縦覧に供する書類の名称

県営両筑第9地区土地改良（農業用用排水施設整備）事業計画概要書

2 縦覧期間

令和8年1月26日から令和8年2月25日まで（閉庁日を除く20日間）

3 縦覧の場所

筑前町役場 農林商工課

4 意見書の提出方法等について

（1）意見書の提出先

（あて先）

①郵便 〒838-0051

県営両筑第9地区土地改良事業申請人

福岡県朝倉市小田1144番地4

両筑土地改良区 理事長 松岡 吉寛

②ファクシミリ 0946-22-4813

③電子メール soumuka@ryouchiku.org

（2）意見書の提出期限

令和8年2月25日（縦覧期間満了の日）

（3）意見書の提出上の注意

① 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。

② 意見書には、個人にあっては住所・氏名、法人にあっては法人名・所在地を記載してください。

③ 提出された意見書（②の住所・氏名等を除く。）は公表する場合があるとともに、個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

④ 電話での意見はお受けできません。